



# 金 沢 市 公 報

号外第 11 号の 3

平成30年(2018年)3月30日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	
●規 則		○金沢市保健所及び福祉健康センター使用料等 徴収条例施行規則の一部を改正する規則 (健康政策課) 8
○金沢市立保育所条例施行規則の一部を改正する規則 (こども政策推進課)	1	○金沢市旅館業法施行細則の一部を改正する規則 (衛生指導課) 9
○金沢市基準該当障害福祉サービスの事業者の登録等に関する規則の一部を改正する規則 (障害福祉課)	1	○金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則の一部を改正する規則(リサイクル推進課) 10
○金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則 ( " )	2	○金沢市公園条例施行規則等の一部を改正する規則 (緑と花の課) 10
○金沢市介護保険規則の一部を改正する規則 (介護保険課)	5	○金沢市屋外広告物等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (景観政策課) 17
○介護保険法の規定に基づく基準該当居宅サービス等の事業者の登録等に関する規則の一部を改正する規則 ( " )	7	○金沢市建築基準法施行規則の一部を改正する規則 (建築指導課) 19
○金沢市保健所補助組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則 (地域保健課)	8	○金沢市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則 (消防総務課) 19
		○金沢市農村下水道条例施行規則及び金沢市水洗便所改造資金融資条例施行規則を廃止する規則 (農業基盤整備課) 19

## 規 則

金沢市立保育所条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

金 沢 市 長 山 野 之 義

### ●金沢市規則第30号

金沢市立保育所条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市立保育所条例施行規則(平成12年規則第17号)の一部を次のように改正する。

別表金沢市立八日市保育所の項中「120」を「132」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

金沢市基準該当障害福祉サービスの事業者の登録等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

金 沢 市 長 山 野 之 義

### ●金沢市規則第31号

金沢市基準該当障害福祉サービスの事業者の登録等に関する規則の一部を改正する規則

金沢市基準該当障害福祉サービスの事業者の登録等に関する規則(平成15年規則第8号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第5条第21項」を「第5条第23項」に改める。

様式第4号中

現に基準該当障害福祉サービスを受けていた者に対する措置（廃止・休止した場合のみ）		を
現に基準該当障害福祉サービスを受けていた者に対する措置 （廃止・休止した場合のみ）		
現に基準該当障害福祉サービスを受けていた者の氏名、連絡先、受給者証番号及び引き続き基準該当障害福祉サービスに相当するサービスの提供を希望する旨の申出の有無 （廃止・休止した場合のみ）		に
引き続き基準該当障害福祉サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な障害福祉サービスを継続的に提供する他の指定障害福祉サービス事業者等の名称 （廃止・休止した場合のみ）		

改める。

附 則

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第32号

金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年規則第42号）の一部を次のように改正する。

第19条の2の次に次の1条を加える。

（共生型障害福祉サービス事業者の特例に係る別段の申出書）

第19条の2の2 法第41条の2第1項ただし書の規定による申出は、共生型障害福祉サービス事業者の特例に係る別段の申出書（様式第9号の2）によるものとする。

第19条の17の次に次の1条を加える。

（令第43条の5第6項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給申請書）

第19条の18 省令第65条の9の2第3項の申請書の様式は、令第43条の5第6項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給申請書（様式第11号の8）のとおりとする。

第28条の2中「補装具費（購入・修理）支給申請書」を「補装具費（購入・借受け・修理）支給申請書」に改める。

様式第1号及び様式第4号中

訪問系・その他	<input type="checkbox"/> 居 宅 介 護	を
	<input type="checkbox"/> 重 度 訪 問 介 護	
	<input type="checkbox"/> 同 行 援 護	
	<input type="checkbox"/> 行 動 援 護	
	<input type="checkbox"/> 短 期 入 所	
	<input type="checkbox"/> 重度障害者等包括支援	

訪問系・その他	<input type="checkbox"/> 居宅介護	<input type="checkbox"/> 就労定着支援
	<input type="checkbox"/> 重度訪問介護	<input type="checkbox"/> 自立生活援助
	<input type="checkbox"/> 同行援護	/
	<input type="checkbox"/> 行動援護	
	<input type="checkbox"/> 短期入所	
	<input type="checkbox"/> 重度障害者等包括支援	

に改める。

様式第9号の次に次の1様式を加える。

様式第9号の2（第19条の2の2関係）

共生型障害福祉サービス事業者の特例に係る別段の申出書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

申出者（申請者） 所在地  
 名 称  
 代表者氏名



障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第41条の2第1項に規定する特例による指定を不要とする旨を申し出ます。

申出に係る事業所	名 称	
	所 在 地	
事業所の管理者	氏 名	
	住 所	
申出に係る障害福祉サービスの種類		

様式第11号中

現に指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援を受けていた者に対する措置 (廃止・休止した場合のみ)		を
現に指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援を受けていた者に対する措置 (廃止・休止した場合のみ)		に
現に指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援を受けていた者の氏名、連絡先、受給者証番号及び引き続き指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援に相当するサービスの提供を希望する旨の申出の有無 (廃止・休止した場合のみ)		
引き続き指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援に相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な障害福祉サービス、地域相談支援又は計画相談支援を継続的に提供する他の指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者又は指定特定相談支援事業者の名称 (廃止・休止した場合のみ)		

改める。

様式第11号の2中

現に施設に入所している者に対する措置		を
現に施設に入所している者に対する措置		に
現に施設障害福祉サービスを受けている者の氏名、連絡先、受給者証番号及び引き続き施設障害福祉サービスに相当するサービスの提供を希望する旨の申出の有無		
引き続き施設障害福祉サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な施設障害福祉サービスを継続的に提供する他の指定障害者支援施設等の名称		

改める。

様式第11号の7の次に次の1様式を加える。

様式第11号の8 (第19条の18関係)

令第43条の5第6項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給申請書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第43条の5第6項に規定する高額障害福祉サービス等給付費の支給を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

申請者	フリガナ		①障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 ②介護保険法	
	氏名	④	制 度	受給者証番号又は被保険者証番号
	個人番号:			
	生年月日	年 月 日		
居住地	電話番号:			
サービス利用月の障害福祉相当介護保険サービス支払額		申請に係るサービス利用月	年 月分	
65歳に達するまでの介護保険法による保険給付の受給有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有			

(注) 支払額を証する領収書を添付してください。

高額障害福祉サービス等給付費を下記の口座に振り込んでください。

口座振替依頼欄	銀行		本店
	信用金庫		支店
	信用組合		出張所
	金融機関コード	店舗コード	預 金 種 別
		1 普通 2 当座 3 その他	
フリガナ			
口座名義人			

申請書提出者	□申請者本人 □申請者本人以外（下の欄に記入してください。）		
フリガナ		申請者との関係	
氏名			
住所			

備考 該当する□の中にレ印を付けてください。

様式第19号の2中「補装具費（購入・修理）支給申請書」を「補装具費（購入・借受け・修理）支給申請書」に、「(修理)」を「(借受け・修理)」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

金沢市介護保険規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第33号

金沢市介護保険規則の一部を改正する規則

金沢市介護保険規則（平成12年規則第16号）の一部を次のように改正する。

第8条第23号の4中「介護老人保健施設」の次に「及び法第107条第1項の規定による介護医療院」を加え、同条第23号の5中「介護老人保健施設」の次に「及び法第108条第1項の規定による介護医療院」を加え、同条第23号の7中「、第72条第1項ただし書」を「、法第72条第1項ただし書」に改め、「介護老人保険施設」の次に「又は介護医療院」を加え、同号の次に次の1号を加える。

(23)の7の2 法第72条の2第1項ただし書、法第78条の2の2第1項ただし書及び法第115条の2の2第1項ただし書の規定による申請者の申出書 様式第23号の7の2

第8条第23号の8中「介護老人保健施設、」の次に「法第113条第1項の規定による介護医療院及び」を加え、同条第23号の9中「介護老人保健施設」の次に「、法第113条の規定による介護医療院」を加え、同条第23号の12中「介護老人保健施設」の次に「及び法第107条第2項の規定による介護医療院」を加え、同条第23号の13中「介護老人保健施設」の次に「及び法第109条第2項の規定による介護医療院」を加え、同条第23号の14中「介護老人保健施設」の次に「及び法第112条第1項第4号の規定による介護医療院」を加える。

様式第5号中「介護老人保険施設」の次に「・介護医療院」を加える。

様式第23号の4中

「	介護老人保健施設				を
	介護老人保健施設				
「	介護老人保健施設				に
	介護医療院				

改める。

様式第23号の7の次に次の1様式を加える。

様式第23号の7の2 (第8条関係)

共生型居宅サービス事業者  
 共生型地域密着型サービス事業者 の特例に係る別段の申出書  
 共生型介護予防サービス事業者

年 月 日

(宛先) 金沢市長

申出者(申請者) 所在地  
 名 称  
 代表者氏名



介護保険法の規定により、特例による指定を不要とする旨を申し出ます。

申出に係る事業所	名 称	
	所 在 地	
事業所の管理者	氏 名	
	住 所	
申出に係る居宅サービス、地域密着型サービス又は介護予防サービスの種類		

様式第23号の9中「介護老人保健施設」を「介護保険施設」に改める。

様式第23号の12中「介護老人保健施設開設許可事項変更申請書」を「介護老人保険施設開設許可事項変更申請書」に改め、「規定する介護老人保健施設」の次に「又は介護医療院」を加える。

様式第23号の13中「介護老人保健施設管理者承認申請書」を「介護老人保険施設管理者承認申請書」に改め、「規定する介護老人保健施設」の次に「又は介護医療院」を加える。

様式第23号の14中「介護老人保健施設広告事項許可申請書」を「介護老人保険施設広告事項許可申請書」に改め、「規定する介護老人保健施設」の次に「又は介護医療院」を加える。

様式第23号の16中

「	介護予防訪問介護				」を
	介護予防訪問入浴介護				
「	介護予防訪問入浴介護				」に、
「	介護予防居宅療養管理指導				」を
	介護予防通所介護				
「	介護予防居宅療養管理指導				」に

改める。

附 則

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用する

ることができる。

介護保険法の規定に基づく基準該当居宅サービス等の事業を行う者の登録等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第34号

介護保険法の規定に基づく基準該当居宅サービス等の事業を行う者の登録等に関する規則の一部を改正する規則

介護保険法の規定に基づく基準該当居宅サービス等の事業を行う者の登録等に関する規則（平成11年規則第79号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第1項中「、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条の規定による改正前の介護保険法（以下「旧法」という。）を「、法」に、「（旧法）を「（法）に改め、同条第2項中「旧法」を「法」に改め、「（金沢市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例（平成27年条例第21号。以下この項及び第6項において「改正条例」という。）附則第4条第2号の規定によりなおその効力を有するものとされた改正条例第2条の規定による改正前の金沢市介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第47号。以下「旧指定介護予防サービス等基準条例」という。）第114条第1項に規定する基準該当介護予防通所介護に要した費用については、省令第84条第1号イからハまでに該当する費用を除く。）を削り、同条第7項中「旧法」を「法」に、「並びに」を「及び」に改め、「及び改正条例附則第2条第2号及び第4条第2号の規定によりなおその効力を有するものとされた旧指定介護予防サービス等基準条例（以下「指定介護予防サービス等基準条例等」という。）を削る。

第9条の2第2項第1号及び第2号中「指定介護予防サービス等基準条例等」を「指定介護予防サービス等基準条例」に改める。

第9条の4を削る。

第9条の5第1項第8号を次のように改める。

(8) 第9条の2第2項各号（前条において準用する場合を含む。）に該当しないことを誓約する書面（次条から第9条の6まで及び第11条の2において「誓約書」という。）

第9条の5を第9条の4とする。

第9条の6を削る。

第9条の7第1項第1号中「指定介護予防通所介護事業所等」を「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等」に改め、同条を第9条の5とし、第9条の8を第9条の6とする。

第11条の2第1項中第1号を削り、同項第2号中「第9条の5第1項」を「第9条の4第1項」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号を削り、同項第4号中「第9条の7第1項」を「第9条の5第1項」に改め、同号を同項第2号とし、同項第5号中「第9条の8第1項」を「第9条の6第1項」に改め、同号を同項第3号とし、同条第2項中「同項第3号に掲げる介護予防通所介護又は同項第4号」を「同項第2号」に、「当該介護予防通所介護又は」を「当該」に改める。

第13条の2第2号及び第3号中「指定介護予防サービス等基準条例等」を「指定介護予防サービス等基準条例」に改める。

様式第2号及び様式第2号の2中「第9条の8」を「第9条の6」に、

介護予防訪問介護				を
介護予防訪問入浴介護				
介護予防通所介護				

介護予防訪問入浴介護				に
------------	--	--	--	---

改める。

附 則

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

金沢市保健所補助組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第35号

金沢市保健所補助組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則

金沢市保健所補助組織及び分掌事務規則（平成9年規則第41号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中

	食品安全対策室		を
	食品安全対策室		に
	民泊適正運営指導室		

改める。

第4条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

- 4 民泊適正運営指導室の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

課 等	分 掌 事 務
民泊適正運営指導室	1 住宅宿泊事業の届出に関する事項 2 住宅宿泊事業者の指導及び監督に関する事項 3 住宅宿泊事業の苦情相談に関する事項

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

金沢市保健所及び福祉健康センター使用料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第36号

金沢市保健所及び福祉健康センター使用料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市保健所及び福祉健康センター使用料等徴収条例施行規則（昭和31年規則第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第2条第2項」を「第2条第3項」に改める。

別表第1号の表を次のように改める。

種 別	金 額	摘 要
診断書	金沢市駅西福祉健康センター内に置く金沢広域急病センター（以下「金沢広域急病センター」という。）において交付する診断書	1通につき
	その他の診断書	
証明書	金沢広域急病センターにおいて交付する証明書	500円
	その他の証明書	600円

附 則

この規則は、金沢市福祉健康センター条例及び金沢市保健所及び福祉健康センター使用料等徴収条例の一部を改正する条例（平成30年条例第28号）の施行の日（平成30年4月9日）から施行する。



金沢市旅館業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第37号

金沢市旅館業法施行細則の一部を改正する規則

金沢市旅館業法施行細則（昭和55年規則第45号）の一部を次のように改める。

第10条中「第6条第8号イ」を「第6条第5号イ」に改める。

第11条中「第6条第8号ウ」を「第6条第5号ウ」に改める。

様式第1号中

	(4) 農林漁業者が農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律第2条第5項に規定する農林漁業体験民宿業を営む施設 (5) 重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物に該当する施設	
申請者の欠格事項（法人にあっては、その業務を行う役員を含む。）	(1) 旅館業法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していないこと。	を
	(2) 旅館業法第8条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して3年を経過していないこと。	

	(4) 農林漁業者が農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律第2条第5項に規定する農林漁業体験民宿業を営む施設	
申請者の欠格事項	(1) 成年被後見人又は被保佐人であること。	に
	(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ないこと。	
	(3) 禁錮以上の刑に処せられ、又は旅館業法若しくは同法に基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していないこと。	
	(4) 旅館業法第8条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して3年を経過していないこと。	
	(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から起算して5年を経過しないこと。	
	(6) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が(1)から(5)までのいずれかに該当すること。	
	(7) 法人であって、その業務を行う役員のうち(1)から(5)までのいずれかに該当する者がいること。	
	(8) (5)に該当する者がその事業活動を支配すること。	

改める。

様式第3号の2中「あて先」を「宛先」に、

法第3条第2項各号に該当することの有無及び該当するときは、その内容				を
-----------------------------------	--	--	--	---

法第3条第2項各号に該当することの有無及び該当するときは、その内容	有・無	その内容		に
-----------------------------------	-----	------	--	---

改める。

様式第5号中「あて先」を「宛先」に、「第3条第2項第1号又は第2号」を「第3条第2項各号(第7号を除く。)」に改める。

様式第7号中「旅館の」を「営業施設の」に、「あて先」を「宛先」に改め、同様式の備考中「記入すること」を「記入してください」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成30年6月15日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第38号

金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則の一部を改正する規則

金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則(平成5年規則第2号)の一部を次のように改正する。

様式第3号の3の備考中「、2,400円、5,600円」を削り、同様式を同様式その1とし、同その1の次に同様式その2として次のように加える。

その2

金沢市犬、猫等死体処理券	
(金額種別)	
収集日	
受付番号又は氏名	

備考 金額種別は、2,400円及び5,600円とする。

附 則

- 1 この規則は、平成30年7月1日から施行する。
- 2 改正後の様式第3号の3の規定は、この規則の施行の日以後に交付するごみ処理券について適用し、同日前に交付したごみ処理券については、なお従前の例による。

金沢市公園条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第39号

金沢市公園条例施行規則等の一部を改正する規則

(金沢市公園条例施行規則の一部改正)

第1条 金沢市公園条例施行規則(昭和39年規則第24号)の一部を次のように改正する。

第2条第16号の4及び第16号の5を次のように改める。

(16)の4及び(16)の5 削除

第3条第5項中「使用料を納付し」を「利用料金を支払い」に改める。

第4条第5項中「使用料を納付した」を「利用料金を支払った」に改める。

第5条中「野球場、サッカー場等、体育会館、旧高峰家又は」を削り、「金沢市民野球場等使用料減免申請書」を「卯辰山公園健康交流センター千寿閣使用料減免申請書」に改める。

第6条第2号中「若しくは」を「又は」に改める。

様式第8号及び様式第8号の2中「使用料」を「利用料金」に、「納入年月日」を「支払年月日」に改める。

様式第16号及び様式第16号の2中「使用料」を「利用料金」に、「納入する」を「支払う」に改める。

様式第16号の3中「使用料」を「利用料金」に改める。

様式第16号の4及び様式第16号の5を次のように改める。

様式第16号の4及び様式第16号の5 削除

様式第19号中「金沢市民野球場等使用料減免申請書」を「卯辰山公園健康交流センター千寿閣使用料減免申請書」に改める。

(金沢卯辰山工芸工房条例施行規則の一部改正)

第2条 金沢卯辰山工芸工房条例施行規則(平成元年規則第54号)の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「建物」を「工芸工房の建物」に改め、同条第3号中「管理上必要な指示に従わない」を「その他管理上支障があると認められる」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 動物(盲導犬、聴導犬、介護犬等を除く。)の類を携帯する者

第5条本文中「(様式第1号)」を削る。

第5条の2(見出しを含む。)中「入場料」を「入場料金」に改め、同条中「観覧に」を「入場に」に、「観覧させる」を「入場させる」に、「市長」を「指定管理者」に改める。

第8条を次のように改める。

第8条 削除

様式第1号を次のように改める。

様式第1号 削除

様式第4号及び様式第5号を次のように改める。

様式第4号及び様式第5号 削除

(金沢市額谷ふれあい体育館条例施行規則の一部改正)

第3条 金沢市額谷ふれあい体育館条例施行規則(平成6年規則第24号)の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「使用料(以下「使用料」という。)を納付し」を「利用料金を支払い」に改める。

第2条の2第5項中「使用料を納付した」を「利用料金を支払った」に改める。

第3条の2を削る。

第4条中「(様式第4号)」を削る。

第5条第2号中「若しくは」を「又は」に改める。

様式第2号中「使用料」を「利用料金」に改める。

様式第3号及び様式第4号を次のように改める。

様式第3号及び様式第4号 削除

(金沢市民芸術村条例施行規則の一部改正)

第4条 金沢市民芸術村条例施行規則(平成8年規則第82号)の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

第5条 削除

第6条(見出しを含む。)中「使用料」を「使用料金」に改める。

第10条第2号中「若しくは」を「又は」に改める。

様式第3号及び様式第4号を次のように改める。

様式第3号及び様式第4号 削除

(金沢市歴史的観光施設及び観光駐車場条例施行規則の一部改正)

第5条 金沢市歴史的観光施設及び観光駐車場条例施行規則(平成9年規則第73号)の一部を次のように改正する。

第4条本文中「様式第1号)又は共通観覧券(様式第1号の2)」を「金沢市老舗記念館と前田土佐守家資料館との共通の観覧券であるものを含む。」に改める。

第4条の2中「第7条第4項ただし書」を「第7条第5項ただし書」に、「観覧料」を「観覧料金」に、「市長」を「指定管理者」に改める。

第6条中「観覧料又は」を削り、「金沢市老舗記念館観覧料・観光駐車場駐車料金減免申請書」を「観光駐車場駐車料金減免申請書」に改める。

様式第1号及び様式第1号の2を次のように改める。

様式第1号及び様式第1号の2 削除

様式第4号中「金沢市老舗記念館観覧料・観光駐車場駐車料金減免申請書」を「観光駐車場駐車料金減免申請書」に改める。

(金沢市牧山ガラス工房条例施行規則の一部改正)

第6条 金沢市牧山ガラス工房条例施行規則(平成11年規則第5号)の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

第5条 削除

第7条第2号中「建物」を「ガラス工房の建物」に改め、同条第3号中「管理上必要な指示に従わない」を「その他管理上支障があると認められる」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 動物(盲導犬、聴導犬、介護犬等を除く。)の類を携帯する者

様式第3号を次のように改める。

様式第3号 削除

(金沢市おしがはら工房条例施行規則の一部改正)

第7条 金沢市おしがはら工房条例施行規則(平成12年規則第8号)の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

第5条 削除

第7条第2号中「建物」を「おしがはら工房の建物」に改め、同条第3号中「管理上必要な指示に従わない」を「その他管理上支障があると認められる」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 動物(盲導犬、聴導犬、介護犬等を除く。)の類を携帯する者

様式第3号を次のように改める。

様式第3号 削除

(金沢市文化施設及び歴史的観光施設における共通観覧券の発行に関する条例施行規則の一部改正)

第8条 金沢市文化施設及び歴史的観光施設における共通観覧券の発行に関する条例施行規則(平成13年規則第91号)の一部を次のように改正する。

第2条を削る。

第3条の見出し中「共通観覧料」を「共通観覧料金」に改め、同条中「第3条第3項ただし書」を「第3条第5項ただし書」に、「共通観覧料」を「共通観覧料金」に、「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第2条とする。

第4条を削り、第5条を第3条とする。

様式第1号及び様式第2号を削る。

(金沢湯涌創作の森条例施行規則の一部改正)

第9条 金沢湯涌創作の森条例施行規則(平成15年規則第88号)の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「使用料」を「使用料金」に改める。

第9条を次のように改める。

第9条 削除

様式第4号を次のように改める。

様式第4号 削除

(金沢21世紀美術館条例施行規則の一部改正)

第10条 金沢21世紀美術館条例施行規則(平成16年規則第66号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第6条第2項」を「第6条第4項」に、「観覧料」を「観覧料金」に改め、「又は金沢能楽美術館条例施行規則(平成20年規則第11号)第2条に規定する共通観覧券(以下「共通観覧券」という。)」を削る。

第4条中「市長」を「指定管理者」に改め、「認めるときは」の次に「、市長の承認を受けて」を加える。

第5条中「、共通観覧券」を削る。

第6条の見出し中「観覧料」を「観覧料金」に改め、同条中「第6条第3項」を「第6条第5項」に、「市長が」を「指定管理者が市長の承認を受けて」に改め、「とする」の次に「ものとする」を加える。

第19条の見出し中「特別観覧料」を「特別観覧料金」に改め、同条中「第11条第1項」を「第11条第3項」に改める。

第20条(見出しを含む。)中「附属設備使用料」を「附属設備使用料金」に改め、同条中「のとおりにする」を「に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を受けて定めるものとする」に改める。

第21条の見出し及び同条第1項中「観覧料」を「観覧料金」に改め、同条第2項を削る。

第22条(見出しを含む。)中「特別観覧料」を「特別観覧料金」に改める。

第23条の見出し及び同条第1項中「使用料」を「使用料金」に改め、同条第2項を削る。

第24条の見出し中「観覧料等」を「観覧料金等」に改め、同条中「観覧料、特別観覧料又は使用料」を「観覧料

金、特別観覧料金又は使用料金」に改める。

別表第5中「観覧料」を「観覧料金」に改める。

別表第6中「使用料」を「使用料金」に改める。

別表第7中「観覧料、特別観覧料又は使用料」を「観覧料金、特別観覧料金又は使用料金」に、「特別観覧料又は使用料」を「特別観覧料金又は使用料金」に改める。

様式第1号及び様式第2号中「特別観覧料」を「特別観覧料金」に改める。

様式第6号中

既納使用料	使用料	円	附属設備使用料	円
既納使用料金	使用料金	円	附属設備使用料金	円

改める。

様式第7号及び様式第8号を次のように改める。

様式第7号及び様式第8号 削除

(金沢文芸館条例施行規則の一部改正)

第11条 金沢文芸館条例施行規則(平成17年規則第78号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項本文中「(様式第1号)」及び「(様式第2号)」を削る。

第3条(見出しを含む。)中「観覧料」を「観覧料金」に改め、同条中「市長」を「指定管理者」に改める。

第7条を次のように改める。

第7条 削除

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

様式第1号及び様式第2号 削除

様式第5号を次のように改める。

様式第5号 削除

(金沢市立中村記念美術館条例施行規則の一部改正)

第12条 金沢市立中村記念美術館条例施行規則(平成20年規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条(見出しを含む。)中「入場券」を「観覧券」に改め、同条中「(様式第1号)」を削る。

第3条(見出しを含む。)中「入場料」を「観覧料金」に改め、同条中「市長」を「指定管理者」に改める。

第5条を次のように改める。

第5条 削除

第6条第2号中「施設」を「建物」に、「又は展示資料」を「、展示資料等」に改め、同条第3号中「管理上必要な指示に従わない」を「その他管理上支障があると認められる」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 動物(盲導犬、聴導犬、介護犬等を除く。)の類を携帯する者

様式第1号を次のように改める。

様式第1号 削除

様式第3号中「使用料」を「使用料金」に改める。

様式第4号を次のように改める。

様式第4号 削除

(金沢くらしの博物館条例施行規則の一部改正)

第13条 金沢くらしの博物館条例施行規則(平成20年規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条本文中「(様式第1号)」を削る。

第3条(見出しを含む。)中「観覧料」を「観覧料金」に改め、同条中「市長」を「指定管理者」に改める。

第4条を次のように改める。

第4条 削除

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

様式第1号及び様式第2号 削除

(金沢市立安江金箔工芸館条例施行規則の一部改正)

第14条 金沢市立安江金箔工芸館条例施行規則（平成20年規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条（見出しを含む。）中「入場券」を「観覧券」に改め、同条中「（様式第1号）」を削る。

第3条（見出しを含む。）中「入場料」を「観覧料金」に改め、同条中「市長」を「指定管理者」に改める。

第4条を次のように改める。

#### 第4条 削除

第5条第2号中「施設」を「建物」に、「又は展示資料」を「、展示資料等」に改め、同条第3号中「管理上必要な指示に従わない」を「その他管理上支障があると認められる」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 動物（盲導犬、聴導犬、介護犬等を除く。）の類を携帯する者

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

#### 様式第1号及び様式第2号 削除

（金沢ふるさと偉人館条例施行規則の一部改正）

第15条 金沢ふるさと偉人館条例施行規則（平成20年規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条（見出しを含む。）中「入場券」を「観覧券」に改め、同条中「（様式第1号）」を削る。

第3条（見出しを含む。）中「入場料」を「観覧料金」に改め、同条中「市長」を「指定管理者」に改める。

第4条を次のように改める。

#### 第4条 削除

第5条第2号中「施設」を「建物」に、「又は展示資料」を「、展示資料等」に改め、同条第3号中「管理上必要な指示に従わない」を「その他管理上支障があると認められる」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 動物（盲導犬、聴導犬、介護犬等を除く。）の類を携帯する者

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

#### 様式第1号及び様式第2号 削除

（泉鏡花記念館条例施行規則の一部改正）

第16条 泉鏡花記念館条例施行規則（平成20年規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条本文中「（様式第1号）」を削る。

第3条（見出しを含む。）中「観覧料」を「観覧料金」に改め、同条中「市長」を「指定管理者」に改める。

第4条を次のように改める。

#### 第4条 削除

第5条第2号中「施設」を「建物」に、「又は展示資料」を「、展示資料等」に改め、同条第3号中「管理上必要な指示に従わない」を「その他管理上支障があると認められる」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 動物（盲導犬、聴導犬、介護犬等を除く。）の類を携帯する者

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

#### 様式第1号及び様式第2号 削除

（金沢湯涌夢二館条例施行規則の一部改正）

第17条 金沢湯涌夢二館条例施行規則（平成20年規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条本文中「（様式第1号）」を削る。

第3条（見出しを含む。）中「観覧料」を「観覧料金」に改め、同条中「市長」を「指定管理者」に改める。

第4条を次のように改める。

#### 第4条 削除

第5条第2号中「施設」を「建物」に、「又は展示資料」を「、展示資料等」に改め、同条第3号中「管理上必要な指示に従わない」を「その他管理上支障があると認められる」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 動物（盲導犬、聴導犬、介護犬等を除く。）の類を携帯する者

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

#### 様式第1号及び様式第2号 削除

（金沢蓄音器館条例施行規則の一部改正）

第18条 金沢蓄音器館条例施行規則（平成20年規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条本文中「(様式第1号)」を削る。

第3条（見出しを含む。）中「観覧料」を「観覧料金」に改め、同条中「市長」を「指定管理者」に改める。

第4条を次のように改める。

#### 第4条 削除

第5条第2号中「施設」を「建物」に、「又は展示資料」を「、展示資料等」に改め、同条第3号中「管理上必要な指示に従わない」を「その他管理上支障があると認められる」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 動物（盲導犬、聴導犬、介護犬等を除く。）の類を携帯する者

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

#### 様式第1号及び様式第2号 削除

（前田土佐守家資料館条例施行規則の一部改正）

第19条 前田土佐守家資料館条例施行規則（平成20年規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条本文中「(様式第1号)又は共通観覧券(様式第2号)」を「資料館と金沢市老舗記念館との共通の観覧券であるものを含む。」に改める。

第3条（見出しを含む。）中「観覧料」を「観覧料金」に改め、同条中「市長」を「指定管理者」に改める。

第4条を次のように改める。

#### 第4条 削除

第5条第2号中「施設」を「建物」に、「又は展示資料」を「、展示資料等」に改め、同条第3号中「管理上必要な指示に従わない」を「その他管理上支障があると認められる」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 動物（盲導犬、聴導犬、介護犬等を除く。）の類を携帯する者

様式第1号から様式第3号までを次のように改める。

#### 様式第1号から様式第3号まで 削除

（室生犀星記念館条例施行規則の一部改正）

第20条 室生犀星記念館条例施行規則（平成20年規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条本文中「(様式第1号)」を削る。

第3条（見出しを含む。）中「観覧料」を「観覧料金」に改め、同条中「市長」を「指定管理者」に改める。

第4条を次のように改める。

#### 第4条 削除

第5条第2号中「施設」を「建物」に、「又は展示資料」を「、展示資料等」に改め、同条第3号中「管理上必要な指示に従わない」を「その他管理上支障があると認められる」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 動物（盲導犬、聴導犬、介護犬等を除く。）の類を携帯する者

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

#### 様式第1号及び様式第2号 削除

（徳田秋聲記念館条例施行規則の一部改正）

第21条 徳田秋聲記念館条例施行規則（平成20年規則第10号）の一部を次のように改正する。

第2条本文中「(様式第1号)」を削る。

第3条（見出しを含む。）中「観覧料」を「観覧料金」に改め、同条中「市長」を「指定管理者」に改める。

第4条を次のように改める。

#### 第4条 削除

第5条第2号中「施設」を「建物」に、「又は展示資料」を「、展示資料等」に改め、同条第3号中「管理上必要な指示に従わない」を「その他管理上支障があると認められる」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 動物（盲導犬、聴導犬、介護犬等を除く。）の類を携帯する者

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

#### 様式第1号及び様式第2号 削除

(金沢能楽美術館条例施行規則の一部改正)

第22条 金沢能楽美術館条例施行規則(平成20年規則第11号)の一部を次のように改正する。

第2条本文中「様式第1号)、共通観覧券(様式第2号)又は金沢21世紀美術館条例施行規則(平成16年規則第66号)第3条に規定する観覧券(金沢21世紀美術館と美術館)を「美術館と金沢21世紀美術館」に、「に限る」を「を含む」に改める。

第3条(見出しを含む。)中「観覧料」を「観覧料金」に改め、同条中「市長」を「指定管理者」に改める。

第7条を次のように改める。

第7条 削除

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

様式第1号及び様式第2号 削除

様式第5号を次のように改める。

様式第5号 削除

(金沢市体育施設条例施行規則の一部改正)

第23条 金沢市体育施設条例施行規則(平成20年規則第12号)の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「使用料(以下「使用料」という。)を納付し」を「利用料金を支払い」に改める。

第3条第5項中「使用料を納付した」を「利用料金を支払った」に改める。

第4条及び第5条を次のように改める。

第4条及び第5条 削除

第7条中「第4条各号に掲げる」を削る。

第8条第2号中「若しくは」を「又は」に改める。

様式第1号、様式第3号及び様式第4号中「使用料」を「利用料金」に改める。

様式第5号から様式第14号までを次のように改める。

様式第5号から様式第14号まで 削除

(金沢市スポーツ広場条例施行規則の一部改正)

第24条 金沢市スポーツ広場条例施行規則(平成20年規則第13号)の一部を次のように改正する。

第6条第5項中「使用料を納付した」を「利用料金を支払った」に改める。

第7条中「(様式第3号)」を削る。

第8条を次のように改める。

第8条 削除

第10条第2号中「若しくは」を「又は」に改める。

様式第2号その1中「使用料」を「利用料金」に改める。

様式第3号及び様式第4号を次のように改める。

様式第3号及び様式第4号 削除

(金沢湯涌江戸村条例施行規則の一部改正)

第25条 金沢湯涌江戸村条例施行規則(平成22年規則第45号)の一部を次のように改正する。

第2条本文中「(様式第1号)」を削る。

第3条の見出し中「入園料」を「入園料金」に改め、同条中「第6条第2項ただし書」を「第6条第4項ただし書」に、「市長」を「指定管理者」に改める。

第7条を次のように改める。

第7条 削除

様式第1号を次のように改める。

様式第1号 削除

様式第4号を次のように改める。

様式第4号 削除

(鈴木大拙館条例施行規則の一部改正)

第26条 鈴木大拙館条例施行規則(平成23年規則第53号)の一部を次のように改正する。

第2条中「(様式第1号)」を削る。

第3条中「市長」を「指定管理者」に改め、「認めるときは」の次に「、市長の承認を受けて」を加える。



第6条を次のように改める。

第6条 削除

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

様式第1号及び様式第2号 削除

附 則

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に存する次に掲げる様式は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
  - (1) 第1条の規定による改正前の金沢市公園条例施行規則様式第8号、様式第8号の2、様式第16号、様式第16号の2、様式第16号の3及び様式第19号
  - (2) 第3条の規定による改正前の金沢市額谷ふれあい体育館条例施行規則様式第2号
  - (3) 第5条の規定による改正前の金沢市歴史的観光施設及び観光駐車場条例施行規則様式第4号
  - (4) 第10条の規定による改正前の金沢21世紀美術館条例施行規則様式第1号、様式第2号及び様式第6号
  - (5) 第12条の規定による改正前の金沢市立中村記念美術館条例施行規則様式第3号
  - (6) 第23条の規定による改正前の金沢市体育施設条例施行規則様式第1号、様式第3号及び様式第4号
  - (7) 第24条の規定による改正前の金沢市スポーツ広場条例施行規則様式第2号

金沢市屋外広告物等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第40号

金沢市屋外広告物等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市屋外広告物等に関する条例施行規則（平成8年規則第2号）の一部を次のように改正する。

様式第6号を次のように改める。

様式第6号(第13条関係)

## 屋外広告物自己安全点検報告書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

報告者 住 所  
 (設置者等) 氏 名 ⑩  
 電話番号

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

屋外広告物の点検結果を下記のとおり報告します。

点検箇所	点 検 項 目	異常の有無	改善の概要
広告物等の種類	屋上看板・壁面看板・突出看板・独立看板・その他 ( )		
設 置 場 所			
設 置 年 月 日	年 月 日	点検年月日	年 月 日
管 理 者	住 所		
	氏 名		
	電話番号		
	資格名称		
基礎部・ 上部構造	1 上部構造全体の傾斜又はぐらつき	有・無	
	2 基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間又は支柱のぐらつき	有・無	
	3 鉄骨のさび又は塗装の老朽化	有・無	
支持部・ 取付部	1 鉄骨接合部(溶接部又はプレート)の腐食、変形又は隙間	有・無	
	2 鉄骨接合部(ボルト、ナット又はビス)のゆるみ、腐食又は欠落	有・無	
	3 アンカーボルト又は取付部プレートの腐食又は変形	有・無	
	4 溶接部の劣化	有・無	
	5 取付部(柱、壁又はスラブ)又は取付部周辺の異常	有・無	
広告板・ 看板本体	1 看板本体の腐食、破損又は変形	有・無	
	2 表示面板、側板、文字等の腐食、破損、変形、ねじれ又はビス等の欠落	有・無	
	3 広告板底部の腐食又は水抜き孔の詰まり	有・無	
照明装置	1 照明装置の破損、変形又はさび	有・無	
	2 照明装置の取付部の破損、変形又はさび	有・無	
	3 周辺機器の劣化又は破損	有・無	
その他	1 付属部材(装飾、振れ止め棒、鳥よけ等)の腐食又は破損	有・無	
	2 その他点検した事項		
	( )	有・無	
	( )	有・無	
	( )	有・無	

## 備考

- 1 広告物等の種類により、該当する点検箇所及び点検項目がない場合は、「異常の有無」欄に斜線を引いてください。
- 2 改善の予定がある場合又は改善した場合は、「改善の概要」欄に記載してください。

## 附 則

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 屋外広告物自己安全点検報告書の様式については、改正後の様式第6号の様式にかかわらず、平成30年5月31日までの間は、なお従前の例によることができる。

金沢市建築基準法施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第41号

金沢市建築基準法施行規則の一部を改正する規則

金沢市建築基準法施行規則（昭和48年規則第9号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「、第8項ただし書」を削り、「又は第10項ただし書」を「、第10項ただし書又は第11項ただし書」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

金沢市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第42号

金沢市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市消防団員等公務災害補償条例施行規則（平成8年規則第77号）の一部を次のように改正する。

第6条の表常時介護を要する状態の項中「105,130円」を「105,290円」に、「57,110円」を「57,190円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「52,570円」を「52,650円」に、「28,560円」を「28,600円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第6条の規定は、平成30年4月1日以後の介護を受けている期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の介護を受けていた期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

金沢市農村下水道条例施行規則及び金沢市水洗便所改造資金融資条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第43号

金沢市農村下水道条例施行規則及び金沢市水洗便所改造資金融資条例施行規則を廃止する規則次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 金沢市農村下水道条例施行規則（平成5年規則第25号）
- (2) 金沢市水洗便所改造資金融資条例施行規則（平成13年規則第9号）

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年(2018年)3月30日 印刷  
平成30年(2018年)3月30日 発行  
定価 120円

発行人  
発行所  
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市  
金 沢 市 役 所  
(株) 共 栄